

21 循環資源利用促進税について

循環資源利用促進税は、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する経費に充てることを目的として、平成18年10月より北海道で初めて導入した法定外目的税です。

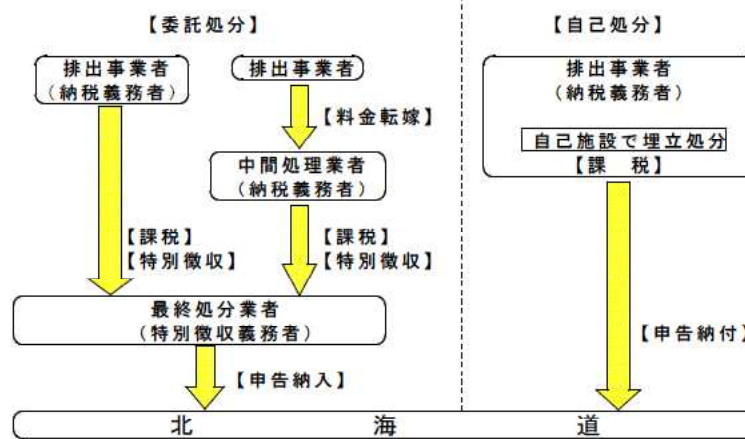
税収は産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進などの施策に充てられます。

【循環資源利用促進税を財源とした施策】

- 循環資源利用促進施設設備整備費補助事業
産業廃棄物のリサイクル等のための設備整備費用の一部を補助
- リサイクル技術研究開発補助事業
産業廃棄物のリサイクル等に係る研究開発費用の一部を補助
- リサイクル産業創出事業費補助事業
産業廃棄物のリサイクル製品等の事業化に向けた市場調査・実証実験の費用の一部を補助
- リサイクルアドバイザー派遣事業
産業廃棄物のリサイクル等に取り組む中小企業に対する助言等を行うアドバイザーの派遣

【制度の概要】

名 称	循環資源利用促進税
納税義務者	産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む。）
課税の対象	最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
税 率	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり、1,000円
税の徴収方法	<p>（委託処分の場合） 最終処分場に産業廃棄物が搬入された際に、最終処分業者が特別徴収義務者として、排出事業者から税を徴収し、3か月分をまとめて道に申告納入します。</p> <p>（自己処分の場合） 排出事業者が自ら設置する最終処分場に産業廃棄物を搬入した場合は、その排出事業者が3か月分をまとめて道に申告納付します。</p>



循環資源利用促進税を財源とした施策の詳細(補助金の募集時期など)については、循環型社会推進課循環税担当(巻末参照)までお問い合わせください。